

## 平成31年1月31日:「操縦士の飲酒基準」を制改定(即施行)

(本邦航空会社に対するアルコール検査の義務化等は、平成31年3月31日までの猶予期間を設定)



### 航空局等の取組状況

#### (1) 本邦航空運送事業者

- 航空局による飲酒対策への重点的な安全監査(実施中)  
加えて、抜き打ちによるアルコール検査を実施に向け機器調達など準備中(H30年度中)
- アルコール教育に関する基礎教材(別添)を作成し航空会社に展開・提供(H31年2月27日)

#### (2) 外国航空会社

- 外国当局・会社に対し、基準の制定(数値基準)の周知とともに、アルコール検査への協力を要請(H31年2月5日)。あわせてAIP(航空路誌)にも掲載。
- 外国航空会社へのアルコール抜き打ち検査の実施に向けて機器調達・要領など準備中(H30年度中)

#### (3) 自家用運航者

- 特定技能審査の審査項目に追加するための関連通達のパブコメを実施中(H30年度中)